

令和4年12月9日
総合政策局物流政策課

令和4年10月の宅配便の再配達率は約11.8%

国土交通省では、トラックドライバーの人手不足が深刻化する中、再配達の削減を図るため、宅配ボックスや置き配をはじめ多様な方法による受取を推進しており、これらの成果を継続的に把握すること等を目的として、宅配便の再配達率のサンプル調査を年2回（4月・10月）実施しています。

令和4年10月の宅配便再配達率は約11.8%で、前年同月（約11.9%）と比べて約0.1%ポイント減、本年4月（約11.7%）と比べて約0.1%ポイント増となりました。

宅配便の再配達はCO₂排出量の増加やドライバー不足を深刻化させるなど、重大な社会問題の一つとなっています。国土交通省では、引き続き宅配便の再配達削減に取り組んでまいります。

近年、多様化するライフスタイルとともに電子商取引(EC)が急速に拡大し、2021年には、電子商取引(EC)市場が全体で20.7兆円規模、物販系分野で13.3兆円規模となっています（注1）。また、ECの拡大に伴い宅配便の取扱個数が5年間で約9.3億個（+約23.2%）増加しています（注2）。

国土交通省では、「総合物流施策大綱」において宅配便の再配達率の削減目標（2020年度10%程度→2025年度7.5%程度）を設定し、その削減に取り組んでおり、施策の進捗管理を行うことを目的として、本調査を実施しております。（調査方法については別紙の調査概要をご参照ください）

注1：経済産業省「令和3年度デジタル取引環境整備事業（電子商取引に関する市場調査）」より

注2：国土交通省「令和3年度宅配便等取扱個数の調査及び集計方法」より

【調査結果】

単位：個

	（今回調査） 令和4年10月 （調査期間：R4/10/1～10/31）			（参考：前年同月調査） 令和3年10月 （調査期間：R3/10/1～10/31）			（参考：前々年同月調査） 令和2年10月 （調査期間：R2/10/1～10/31）		
	総数	再配達数	再配達率	総数	再配達数	再配達率	総数	再配達数	再配達率
都市部	970,571	126,381	13.0%	979,872	127,031	13.0%	990,957	115,631	11.7%
都市部近郊	1,483,510	166,493	11.2%	1,500,622	169,903	11.3%	1,559,643	175,134	11.2%
地方	147,719	14,637	9.9%	145,449	15,175	10.4%	150,202	16,487	11.0%
総計	2,601,800	307,511	11.8%	2,625,943	312,109	11.9%	2,700,802	307,252	11.4%

※大手宅配事業者3社の合計数値

国土交通省では、引き続き再配達の発生状況を継続的に把握するとともに、民間事業者や関係省庁と連携しながら、宅配ボックスの活用や置き配の普及・促進（注3）等に向けた施策を進め、引き続き宅配便の再配達削減に取り組んでいくこととしています。

（注3）再配達の削減に向けて、集合住宅におけるオートロック解錠デバイスの活用など、多様な受取方法や関係者の連携等により再配達を減らす取組を紹介し、普及に向けたポイントを整理した

「多様なライフスタイルをささえる持続可能な宅配の実現に向けた手引き」もご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_tk_000045.html

【問い合わせ先】

総合政策局物流政策課 関根、高井

代表：03-5253-8111（内線53-334）

直通：03-5253-8799 FAX：03-5253-1559

宅配便再配達実態調査 概要

この調査は、宅配便の多様な受け取り機会の提供等の取り組み成果の状況を明らかにするため、平成 29 年 10 月分から実施している宅配便の再配達の調査である。

記

1. 調査名称

宅配便再配達実態調査

2. 調査の目的

宅配事業者の側から定量的に調査を行うことにより、宅配便の再配達状況の時系列変化を把握することで、宅配ボックスの普及促進をはじめとする多様な受け取り機会の提供等の取り組み成果を明らかにするための基礎資料を得ること

3. 調査の範囲

以下、3 エリア（都市部、都市部近郊、地方）が含まれる営業所単位ごとに 4. で指定した調査対象の宅配便名で運送を行う各事業者の取り扱う貨物

- 都市部：東京 23 区で人口密度が高く単身世帯の占める割合が高い区
- 都市部近郊：東京都郊外の市町村で世帯人口が多いところ
- 地方：人口の少ない都道府県の市町村で人口密度が低く世帯人口が多いところ
※人口・世帯等については 2015 年度国勢調査に基づく。

4. 調査の対象

- 佐川急便（飛脚宅配便）
- 日本郵便（ゆうパック、ゆうパケット）
- ヤマト運輸（宅急便）

5. 調査の時期及び期間

- 調査時期：4 月・10 月（平成 29 年度は 10 月のみ）
- 調査期間：4 月 1 日～4 月 30 日・10 月 1 日～10 月 31 日

6. 調査担当部署（提出先）

国土交通省 総合政策局 物流政策課 物流効率化推進室

7. 調査の方法

国土交通省が調査対象の各事業者に対し、貨物の配達総数及び再配達個数を任意の報告として求め、その結果を集計

8. 結果の調査・公表

調査対象の事業者を合計し、都市部、都市部近郊、地方の分類別で公表。事業者毎の公表は行わない。

原則として、調査月の翌々月中下旬に月計数及び率を公表する。

（4 月分：6 月中下旬頃公表予定、10 月分：12 月中下旬頃公表予定）